



## 定期購入のトラブル 1回だけのつもりが定期購入だった

SNSの広告を見てお試し500円的美容液を買った。後日同じ商品がまた届いたが、注文した覚えがないので解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していた。

すると先日、法律事務所から請求の最終通告と書いた封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるのは納得できない。



### センターからのアドバイス



お試し価格を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら、実はくり返し商品が届く定期購入だったというケースがあります。自分は1回しか注文していないからと、**商品を返送したり受け取りを拒否しても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。**

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの表示はスクリーンショット等で必ず保存しましょう。

## 点検商法のトラブル

電話がかかってきて分電盤<sup>ぶん でん ばん</sup>※の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。点検をしてすぐに「古いので交換しないと漏電して火事になる」と言われた。何十年も交換してなかったこともあり、信用して15万円で工事を依頼した。後になって考えると高額ではないかと思う。工事を中止したい。



### センターからのアドバイス



分電盤を含む**家庭用の電気設備は、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。**法定点検は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員がきます。点検後にその場で契約を勧誘することはありません。

分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。

※分電盤とは家庭の電力を各部屋や設備に分配するための装置のこと。

台東区消費生活センター

相談専用電話 **03-5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時